

令和2年度鮭川村新・生活様式対応支援事業費補助金 【 応 募 要 領 】

新型コロナからの経済回復に向け、村民が安心して飲食や買い物を楽しむことができる環境を整えるため、小規模事業者が業種別ガイドラインに基づいて「新しい生活様式への対応」に取り組む事業に対し、補助金を交付します。

1 補助対象事業

小規模事業者が業種別ガイドライン等に基づき「新しい生活様式」へ対応した環境整備を行う事業

2 補助対象者

村内に事業所を有する小規模事業者で、村民の安心した消費活動の実現に向けた飛沫感染や接触感染の予防など、業種別ガイドライン等に基づく「新しい生活様式への対応」に取り組む者。

※ 本事業における小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

※ 同一の事業について、国や県、市町村等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象事業となりません。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率： 10/10以内
- (2) 補助金上限額： 20万円（対象経費の合計額）
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）、交付回数は1事業者あたり1回。
- (3) 補助対象経費： 「新しい生活様式への対応」「3密を避けるための非接触型・非対面型ビジネスモデルの構築」に係る下記の経費

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
②システム構築費	E C販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）の購入経費
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
⑤外注費	<u>上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）</u>

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

4 補助事業実施期間

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年10月30日（金）まで

5 応募手続き

(1) 応募受付先

鮭川村 産業振興課 林政商工係

(2) 応募期間

令和2年7月27日（月）から令和2年10月30日（金）＜上記受付先必着＞

(3) 提出書類【1部】

- ① 令和2年度鮭川村新・生活様式対応支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し（契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）等）
- ③ その他必要書類

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、以下の審査項目に基づき審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

○審査項目

以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 「1. 補助対象事業」及び「2. 補助対象者」の要件に合致すること

(2) 結果の通知

認定結果は補助金交付決定通知書により通知します。

7 スケジュール（予定）・手続きの流れ

手続等	実施時期
応募受付	7月27日(月)～10月30日(金)の期間で随時受付
事業採択決定	申請書受付日から10日以内(目安)に決定
交付決定	受申請書付日から14日以内(目安)に決定通知書を送付
事業実施期間	交付決定日(※4月7日から可)～10月30日(金)
実績報告	事業完了後30日以内に報告書を村に提出
補助金額の確定/支払い	報告書受付日から30日以内(目安)

※ このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払を原則とします。

9 その他

- (1) 補助事業実施期間は、交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和2年10月30日（金）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

お問い合わせ先

鮭川村 産業振興課 林政商工係

TEL 55-2111（内線253）

申請書等データは村ホームページからダウンロードできます。

<http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/>

※申請書は、もがみ北部商工会鮭川支部でも配布しております。